

外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金 Q & A

1 制度について

Q1-① この事業を創設した目的は何ですか？

⇒A. 新型コロナウイルス感染症の影響から回復基調にある外国人観光客の利便性・周遊性を向上させ、更なる誘致を促進することを目的とし、デジタル技術等を活用した効果的な外国人観光客受入環境整備に対する支援を行います。

2 対象者

Q2-① 個人事業主も対象になりますか？

⇒A. 対象になります。

Q2-② 過去、外国人観光客受入環境整備促進事業で申請した事業者は対象になりますか？

⇒A. 対象になります。

3 対象施設

Q3-① 補助対象の「知事が特に認める観光集客力のある施設」とは何ですか？

⇒A. 施設自体に観光集客力のある施設又は専ら観光客の利用に供される施設が対象です。

施設が観光資源として広く理解が得られるものである場合、補助対象として認める場合がありますので、お問い合わせください。

Q3-④ 施設が複数ありますが、全て対象となりますか？

⇒A. 各々の施設が補助対象施設の要件を満たしていれば補助の対象となります。合算して整備する場合は、補助対象経費を合算したもののから3分の2以内で200万円が上限となります。

Q3-⑤ 外国人観光客の利用がない施設ですが、対象になりますか？

⇒A. 外国人観光客の利便性向上を目的としていますが、申請時点で外国人観光客の利用がないことで対象外にはなりません。

本事業を通して、外国人観光客の受入を進めるということであれば対象になります。

申請様式に現状、課題、事業を通して期待される効果を記載する箇所がありますので、本事業の詳細を記載願います。

4 対象経費

- Q5-① 補助対象となっている整備は既に行っておりますが、対象となりますか？
⇒A. 対象になりません。
企画提案参加申込書等を提出後、県からの内示通知を経て、交付申請書を提出いただき、県から交付決定を受けた後に、新たに設置した整備が補助の対象になります。
- Q5-② Wi-Fi整備は、対象になりますか。
⇒A. Wi-Fi 6以上の規格に準拠したものとし、要綱に記載の補助対象経費①及び②に係る整備の効果をより高めることを目的として付随して行う範囲に限り対象となります。
- Q5-③ Wi-Fi整備を行う場合、対象経費は何になりますか。
⇒A. 事業の範囲内に係る機器購入費及び設置工事費が対象になります。
- Q5-④ 既に設置済みのWi-Fiに追加して、新たにWi-Fiを設置する場合は対象となりますか？
⇒A. 新たに設置するWi-Fiは、対象になります。ただし、Q5-②について、御留意願います。
- Q5-⑤ 既に設置している無料の公衆無線LANについて、無線LAN親機を新しいものへの交換や、回線速度が早いものに変更するなど、改修や増強をする場合は対象になりますか？
⇒A. 新たに改修や増強をする場合は対象になります。ただし、Q5-②について御留意願います。
- Q5-⑥ Wi-Fi整備のみの場合、対象になりますか。
⇒A. 対象になりません。
- Q5-⑦ 無料公衆無線LANにパスワードなどを設定してよいですか？
⇒A. 利用者が、スマートフォンなどの端末を使って無料で無線LANを利用できる環境であれば、パスワード設定の有無は問いません。事業者の責任で適切に運用してください。
- Q5-⑧ レンタル・リース代やランニングコストは、補助対象となりますか。
⇒A. 対象になりません。

- Q5-⑨ 多言語対応システムを導入する場合、対象経費は何になりますか。
⇒A. 事業の実施に使用される業務用のシステム導入に係るシステム構築費、システム構築を行う上で必要となる機器（ハードウェア（パソコン、タブレット端末）等の購入費、翻訳費が対象になります。
- Q5-⑩ デジタルサイネージを導入する場合、対象経費は何になりますか。
⇒A. ディスプレイ導入費、デジタルサイネージで表示するコンテンツの作成経費が対象になります。
※多言語対応しているものに限りです。
- Q5-⑪ チャットボットを導入する場合、対象経費は何になりますか。
⇒A. システム開発に要する経費（会話設計、チャット内のコンテンツ作成、システムテスト等）、多言語化に要する経費が対象になります。

6 他の支援制度との併用

- Q6-① 本事業に対して、他の補助金を受け入れた場合はどうなりますか？
⇒A. 本事業の交付決定を受けた後に、県が実施する他の補助金の交付決定を受けた場合、本補助金を交付することはできません。

7 事業期間

- Q7-① いつから事業を開始すればよいですか？
⇒A. 企画提案後、採択結果及び内示額を通知します。その後、交付申請書を提出いただき、県からの交付決定通知を受けてから事業に着手してください。
- Q7-② 事業期間を令和7年4月以降にすることはできますか？
⇒A. 令和7年2月28日までの期間としなければなりません。

8 申請方法

- Q8-① 閉庁日（土、日、祝日）でも受け付けてもらえますか？
⇒A. 閉庁日は受け付けできません。郵送による申請が可能ですので、平日に都合が悪い方は、宮城県経済商工観光部観光戦略課宛て郵送してください。
- Q8-② 電子メールでの申請も可能ですか？
⇒A. 電子メールでの申請はお受けできません。

9 補助金の交付

Q9-① 企画提案申請後、交付決定までのスケジュールは、どの様になっていますか？

⇒A. 企画提案募集締切日（令和6年12月20日（金））以降に一斉に審査を行い、提出順に関わらず評価点が高い順に予算の上限額に達するまで内示を通知します。（令和6年12月下旬頃予定）

内示通知後、県へ交付申請書を提出いただき、審査を経て、交付決定となります。

Q9-② 補助事業者は、どのように決定されますか？

⇒A. 選定委員会を開催し、企画内容について審査を行います。なお、審査項目は、①事業趣旨の整合性②事業計画の具体性③事業の独自性④事業の普及性になります。

Q9-③ 企画提案の基準に満たない場合、どうなりますか。

⇒A. 交付対象外となります。なお、交付対象外となった場合においても、選定結果通知を行います。

Q9-③ 補助金の支払いはいつごろの予定ですか？

⇒A. 事業が完了したことを県が確認検査してから、お支払いになります。

Q9-④ 手持ちの資金が無い場合、工事業者への支払い資金として概算払いを受けることは可能ですか？

⇒A. 概算払いは行いません。事業が完了してからの精算払いとなります。